



® 平成30年 4 月 2 日 (月)

No. 14659 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2016年知財に関する重要判例⑨

テレビ番組の名称と商標との関係問題についての研究 … (1)

☆特許庁告示第2・3号 …………… (8)

中国2016年知財に関する重要判例⑨

テレビ番組の名称と商標との関係問題に ついての研究

—江蘇省ラジオ・テレビ総局、深圳市珍愛網信息技术有限公司と
金阿歡との間の商標侵害紛争案件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 呉 秀霜

目次

はじめに

I 案件の概況

1. 基本情報

2. 案件の経緯

II 本案件の争点に対する判示

1. 一審争点及びその判示



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話：03-5715-8651(代) FAX：03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金後水白
弁理士 井藤本江
弁理士 森本川山
弁理士 藤井伊福
弁理士 晴義克久裕
博田
建男光則司之亮
登里淳

会長 弁理士 浅池望井
弁理士 村田月上
弁理士 野山田
弁理士 野中
弁理士 高水田
弁理士 大日方
副所長 弁理士 幸良洋裕
弁理士 育伸裕祐和
皓弘次一郎也
一宣子幸

弁理士 浅平下畑弓篠
田原菊林
村山村中削田
続間
昌啓克孝麻卓
亮修銘
弘子彦之理
宏誠太史三

弁理士 山亀大岩
弁理士 新松渡岡
口岡塚見村宮部
野光
康幹一晶守尋
理光
明生貴啓男
統恵男

浅村法律事務所

所長 弁理士 浅村昌弘
弁理士 和村高

電話：03-5715-8640(代) FAX：03-3540-1997 E-mail：law@asamura.jp

弁理士 後藤晴男

弁理士 松川直樹

弁理士 和田研史

2. 二審争点及びその判示

3. 再審争点及びその判示

Ⅲ テレビ番組の登録商標侵害による派生問題 に関する検討

1. テレビ番組の名称とその役務との関係問題について

2. 商標侵害案件に係る逆混同の問題について
おわりに

はじめに

本案件は公衆向けに放映されるときに使用するテレビ番組の名称と、第三者の保有する登録商標の文字が同一又は類似する場合、当該番組名称が商標権者の登録商標専用権を侵害するか否かの問題に係る案件である。登録商標権者が権利侵害を理由に訴えたテレビ番組「非誠勿擾」の知名度の高さ及び強人気により、本案件も公衆の広範な注目を浴びていた。一審において、裁判所は番組名称が商標権者の登録商標専用権を侵害していないという判決を言い渡したものの、二審裁判所は一審判決を覆し、登録商標専用権侵害に該当すると判示した。しかも、当事者が侵害認定結果を不服として、上級裁判所に再審請求を提出したとき、再審裁判所は審査を経て再審請求を受理した。再審判決において、裁判所はテレビ番組名称の使用が商標の使用に該当するか、如何にテレビ番組と内容題材との間の関係を判断するか、如何にテレビ番組の役務区分を判断するかなどについて、より深い分析を行なった。再審判決では簡単かつ孤立的にテレビ番組の表現方式、又は題材内容を番組全体から切り離したのではなく、番組全体と主な特徴に対して総合的に考察し、かつ、関連行為の本質を把握した上、合理的に認定しなければならないと指摘すると同時に、「商標法」の趣旨に立脚することにより、関連公衆に混同・誤認をもたらす可能性、商標権侵害に該当するか否かについての判断を再審基準とした。本案件において、裁判所は知的財産権に対する司法的保護力についても、革新的な時代ニーズに適応すべきであるという中国特色の司法政策における「調和的比例」を反映しているため、

やはり「2016年度10大知的財産案件」としての典型的な意義があると考えられる。

I 案件の概況

1. 基本情報

再審申立人(一審被告、二審被上訴人):江蘇省ラジオ・テレビ総局

再審申立人(一審被告、二審被上訴人):深圳市珍愛網信息技術有限公司

再審被申立人(一審原告、二審上訴人):金阿歆

判決情報:

一審:(2013)深南法知民初字第208号

二審:(2015)深中法知民終字第927号

再審:(2016)粵民再447号

2. 案件の経緯

2009年2月16日、金阿歆は商標局に商標「非誠勿擾」を出願し、2010年9月7日付で登録されたが、その指定役務には第45類の「交友サービス、結婚相談所」などが含まれている。

江蘇省ラジオ・テレビ総局(以下「江蘇テレビ局」という)傘下の江蘇衛星放送テレビは、2010年度に婚姻・交友をテーマとするテレビ番組「非誠勿擾」を放映していた。深圳市珍愛網信息技術有限公司(以下「珍愛網」という)は、当該テレビ番組「非誠勿擾」において、お見合い相手を推薦し、広告・販売促進サービスを提供すると同時に、深圳南山区に募集場所を設け、出演者を募集したことがある。



【登録商標】登録番号7199523

【テレビ番組名称】

第45類:交友サービス、婚姻紹介所等

金阿歆は2012年に江蘇テレビ局と珍愛網が自己の登録商標専用権を侵害したとして、深圳市南山